

お客様各位

川重冷熱工業株式会社

消費税率変更(10%)の際の保守契約に係る消費税(率)の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて2019年10月1日から消費税率が10%に改正される予定となっており、年間契約型の吸収冷温水機、ボイラ等の保守契約（以下「保守契約等」という）の消費税(率)について、下記の通り改正された場合の取扱いをご案内申し上げますので、ご一読いただきご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

## 《保守契約と消費税の規定》

国税庁から消費税改定に関する規定、Q&A(※1)等が公表されており、保守契約のように一定期間にわたり継続して役務提供が行われるような契約につきましては、2019年3月31日以前の契約であっても旧税率(8%)が適用できる役務提供等の一定の請負契約(※2)などの経過措置の対象とならず、2019年10月1日以後は新税率(10%)が適用されます。

※1 参考Q&A：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>

※2 2019年3月末日までに締結されている事、一括して納品される事、請負について特別な注文が付されている事等の要件をみたまもの

## 《貴社との保守契約》

弊社における保守契約等は、ご契約期間中お客様に各種保守サービスをご提供させて頂くことから、弊社では、時の経過によりサービスの提供が完了するものとして収益認識を行っております。収益認識額はご請求月の一括計上では無く、月割りで毎月計上としています（下記例参照）ので、消費税率はその提供が行われた時点（月毎の収益認識時点）の税率が適用されます。

従いまして、保守契約等のうち2019年9月30日までの保守期間分のご請求については現行税率(8%)、2019年10月1日以降の保守期間分のご請求については、新税率(10%)が適用されます。

【例】 契約期間：2019年4月～2020年3月、 契約代価：960,000円（税抜）  
お支払い：2019年9月、2020年3月の2回

契約期間	2019年								2020年						総合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4～9月計 (9月ご請求額)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10～3月計 (3月ご請求額)	
契約代価	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	480,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	480,000	960,000
消費税率	8%	8%	8%	8%	8%	8%		10%	10%	10%	10%	10%	10%		
消費税額	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	38,400	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	86,400
税込合計	86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	518,400	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	528,000	1,046,400

備考 弊社売上認識額は、契約金額を契約月数で割り、端数が生じる場合は契約開始月に差額として計上しています。

## 《ご請求方法》

- ① 月額金額を毎月お支払い又は2019年9月30日以前の保守期間分を一括して事後にお支払い頂く場合  
保守ご提供期間が2019年9月30日までは消費税率は8%、2019年10月1日以降は消費税率10%としてご請求をさせていただきます。
- ② 2019年10月1日以降の保守期間分を事前にお支払い頂く場合  
保守ご提供期間が2019年9月30日までは消費税率は8%、2019年10月1日以降は消費税率10%としてご請求をさせていただきます。なお、ご入金後消費税10%への改正が延期された場合には、消費税率改正(10%)の延期が確定した日以後、消費税率10%と8%の差額分をご返金等させていただきます。

※上記ご説明内容は消費税率10%への変更時期が2019年10月1日の場合であり、変更時期等が変わった場合には異なります（取り扱いの考え方に変更はございません）。

ご不明点等ございましたら、担当の支社・支店までお問い合わせください。

以上